

第4回 肱川流域学識者会議

開催日時：令和3年2月26日（金）

13：30～15：00

開催場所：大洲河川国道事務所

（WEB会議）

議 事 次 第

1. 開会
2. 開会挨拶
3. 委員紹介
4. 議事
 - （1）肱川流域学識者会議運営規約
 - （2）流域治水について
 - （3）肱川水系河川整備計画の進捗状況について
5. 閉会挨拶
6. 閉会

国四整訓第18号

肱川流域学識者会議運営規約を次に定める。

令和3年2月2日

四国地方整備局長



肱川流域学識者会議 運営規約

(趣旨)

第1条 「肱川水系の河川整備」に関して、学識経験を有する者が意見交換を行うとともに、次に掲げる事項について、一、二は四国地方整備局長（以下、「局長」という。）及び愛媛県知事（以下、「知事」という）に、三は、局長に意見を述べるため四国地方整備局に肱川流域学識者会議（以下、「学識者会議」という。）を置く。

- 一 肱川水系河川整備計画（以下、「河川整備計画」という。）の策定、変更
- 二 河川整備計画の点検
- 三 河川整備計画に基づいて実施される事業の評価
 - イ 再評価及び事後評価の対象となる事業
 - ロ 計画段階評価の対象となる事業

(構成)

第2条 委員は、肱川流域に関して学識経験を有する者のうちから局長又は知事が委嘱する。

2 委員の任期は2年以内とし、再任を妨げない。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(議長)

第3条 学識者会議には議長を置くこととし、委員の互選により定める。

2 議長は、学識者会議の議事を進行する。

3 議長に事故がある時は、議長があらかじめ指名する委員がその職務を代理する。

(事務局)

第4条 学識者会議の事務局は、四国地方整備局に置く。

2 事務局員は、四国地方整備局河川部、大洲河川国道事務所、山鳥坂ダム工事事務所、肱川ダム統合管理事務所及び愛媛県土木部に属する職員をもって充てるものとする。

3 事務局は、学識者会議の運営にあたる。

4 事務局は、学識者会議の秩序を維持するため、次の各号に掲げる者を退場させることができる。

- 一 会議の秩序を乱した者
- 二 議事進行に必要な事務局の指示に従わない者

(会議の開催)

第5条 学識者会議は、局長が開催する。

(情報公開)

第6条 学識者会議は公開で開催し、議事録を公表する。

(雑則)

第7条 この規約に定めるほか、学識者会議の運営に関し必要な事項については局長がこれを定める。

附 則

この規約は、令和3年2月2日から施行する。

国四整訓第18号

肱川流域学識者会議運営規約を次に定める。

令和3年2月2日

四国地方整備局長

肱川流域学識者会議 運営規約 (案)

(趣旨)

第1条 「肱川水系の河川整備」に関して、学識経験を有する者が意見交換を行うとともに、次に掲げる事項について、~~一~~、~~二~~は四国地方整備局長（以下、「局長」という。）及び愛媛県知事（以下、「知事」という）に、~~三~~は、局長に意見を述べるため四国地方整備局に肱川流域学識者会議（以下、「学識者会議」という。）を置く。

~~一~~ 肱川水系河川整備計画（以下、「河川整備計画」という。）の策定、変更（~~河川法第16条2第3項~~）

~~二~~ 河川整備計画の点検

~~三~~ 河川整備計画に基づいて実施される事業の評価

~~イ~~ 再評価及び事後評価の対象となる事業（~~国土交通省所管公共事業の再評価実施要領及び国土交通省所管公共事業の完了後の事後評価実施要領~~）

~~ロ~~ 計画段階評価の対象となる事業（~~国土交通省所管公共事業の計画段階評価実施要領~~）

(構成)

第2条 委員は、肱川流域に関して学識経験を有する者のうちから局長又は知事が委嘱する。

~~一~~ 学識者会議は、委員14名で構成する。

~~二~~ 委員の任期は2年以内とし、再任を妨げない。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(議長)

第3条 学識者会議には議長を置くこととし、委員の互選により定める。

2 議長は、学識者会議の議事を進行する。

3 議長に事故がある時は、議長があらかじめ指名する委員がその職務を代理する。

(事務局)

第4条 学識者会議の事務局は、四国地方整備局に置く。

2 事務局員は、四国地方整備局河川部、大洲河川国道事務所、山鳥坂ダム工事事務所、~~野村ダム管理所~~肱川ダム統合管理事務所及び愛媛県土木部に属する職員をもって充てるものとする。

3 事務局は、学識者会議の運営にあたる。

4 事務局は、学識者会議の秩序を維持するため、次の各号に掲げる者を退場

させることができる。

- 一 ~~学識者会議~~の秩序を乱した者
- 二 議事進行に必要な事務局の指示に従わない者

(会議の開催)

第5条 ~~学識者会議は、局長及び知事が開催する。~~

(情報公開)

第6条 ~~学識者会議は公開するとともに議事録については公表する。~~で開催し、議事録を公表する。

(雑則)

第7条 この規約に定めるほか、学識者会議の運営に関し必要な事項については局長~~及び知事が委員の意見を聴き~~がこれを定める。

附 則

この規約は、令和3年2月2日から施行する。

肱川流域学識者会議委員名簿

氏名	専門分野	所属
あおの 青野 かつひろ 勝広	経済学	松山大学 元学長
いしかわ 石川 かずお 和男	動物	松山東雲女子大学 名誉教授
おおもり 大森 こうじ 浩二	水域生態学	愛媛大学社会共創学環境デザイン科 沿岸環境科学研究センター 教授
おかむら 岡村 みつ 未対	防災 (地盤工学)	愛媛大学大学院理工学研究科 教授
かどた 門田 あきひろ 章宏	治水 (水工学)	愛媛大学大学院理工学研究科 准教授
こばやし 小林 のりゆき 範之	生物環境学 (農業土木学)	愛媛大学大学院農学研究科 教授
しもじょう 下條 のぶゆき 信行	文化財 (考古学、文化財)	愛媛大学 名誉教授
すずき 鈴木 こういち 幸一	河川工学	愛媛大学 名誉教授
はとり 羽鳥 つよし 剛史	土木計画学	愛媛大学社会共創学部環境デザイン学科 准教授
はるた 治多 しんすけ 伸介	環境 (水質)	愛媛大学大学院農学研究科 教授
まつい 松井 ひろみつ 宏光	環境 (植物生態学)	松山東雲短期大学 名誉教授
まつい 松井 やすゆき 康之	地学	大洲市教育委員会 教育総務課 学校教育指導員
みやけ 三宅 よう 洋	環境 (保全生態学)	愛媛大学大学院理工学研究科 准教授
もりわき 森脇 りょう 亮	水文・気象学	愛媛大学大学院理工学研究科 教授

※五十音順・敬称略